

令和5年度 ふれあいサロン傷害補償

サロン活動中、その参加者の急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。また、活動を行うための自宅から活動場所までの往復途上や、お花見などの外出中の事故も対象となります。

加入できる活動・補償対象となる人

ふれあい・いきいきサロン活動（高齢者・子育て・障害者全区分）に参加した
利用者（参加者）またはボランティア（担い手）の全員

補償内容

補償の内容		Aプラン	Bプラン	
保険金額	死亡保険金	210万円	530万円	
	後遺障害保険金	210万円（限度額）	530万円（限度額）	
	入院保険金日額	2,800円	4,700円	
	手術保険金	入院中の手術	28,000円	47,000円
		外来の手術	14,000円	23,500円
通院保険金日額		1,600円	2,600円	
保険料（1名・1日あたり）		13円	27円	

保険料計算の例		Aプランの場合	Bプランの場合
人数	参加者 20名 + 担い手 10名 = 合計30名	30名 × 10回 = 300名 (年間延べ人数)	30名 × 10回 = 300名 (年間延べ人数)
日数	年間 10回 予定	300名 × 13円 = 3,900円	300名 × 27円 = 8,100円

加入方法

- 保険料を窓口でお預かりし、加入の手続きは市社協が行います。窓口でお渡しする領収書を大切に保管してください。
- 申請書などの書類は必要ありません。ただし事故やケガが発生し、補償請求をする際に名簿の提出が必要になります。サロン開催時には必ず名簿を作成し、参加者を記録してください。

支払われる保険料

死亡保険金

事故によりケガをし、事故の発生日から180日以内に死亡された場合

後遺障害保険金

事故によりケガをし、事故の発生日から180日以内に後遺障害が生じた場合

入院保険金

事故によるケガで入院した場合、事故の発生日から180日以内の入院日数

手術保険金

事故によるケガをし、事故の発生日から180日以内に治療のため手術を受けた場合
(公的医療保険制度に手術料算定対象とされている手術・先進医療に該当する手術のみ)

通院保険金

事故によるケガで通院した場合、事故の発生日から180日以内の通院日数 (90日を限度)

保険金が支払われる主な例

- サロン活動中、参加者が石につまずき転んでケガをし通院した。
- サロン活動中、参加者が日射病になり病院に搬送され入院した。
- サロン活動にお弁当が配布され、参加者が食中毒になり通院した。
- サロンの準備中、担い手が誤って手を切ってしまい通院した。
- 担い手が自動車で会場に行く途中、自動車事故にあい骨折し、後遺障害が生じた。

保険金が支払われない主な例

- 故意または重大な過失
 - 自殺行為、犯罪行為、闘争行為
 - 無資格運転、酒気帯び運転、正常な運転ができないおそれがある状態での運転
 - 脳疾患、疾病または心神喪失
 - 外科的手術その他の医療処置
 - 戦争、暴動（テロ行為を除く）によるもの
 - 自身、噴火、津波によるもの
 - 頸部症候群（いわゆるむちうち症）や、腰痛当で医学的他覚所見（※1）のないもの
- ※1 理学的検査・神経学的検査・臨床検査・画像検査等により認められる異常所見

事故やケガが発生したら…

1 前橋市社会福祉協議会にご連絡ください。

事故の状況、事故にあった人の情報をお知らせください。

市社協連絡先

☎ 027-237-1142

2 「参加者名簿」を社協までご提出ください。

お預かりした参加者名簿と関係書類を、市社協から保険会社へ提出します。

3 保険会社から送付される「保険金請求書」に必要事項をご記入ください。

市社協または指定した住所に送付されます。1で送付先や記入の流れを確認します。

4 「保険金請求書」を市社協にご提出ください。

市社協の印鑑が必要ですので、保険金請求書記入後は市社協へお持ちください。
保険金請求書を市社協から保険会社に提出し、手続きは完了です。